

## 評議員及び役員の報酬等に関する規則

制 定 平成24年4月1日 規則第1号  
最近改正 令和7年3月28日 規則第1号

### (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人横浜市資源循環公社（以下「公社」という。）定款第15条及び第32条の規定に基づき、評議員及び役員に対する報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、公社を主たる勤務場所とする理事長及び専務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第14号に定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費相当額、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、公社職員、横浜市職員の身分を有する者及びこれに準ずる身分を有する役員等については、無報酬とする。ただし、公社職員の身分を有する理事については、給与規程に基づく給与を支給することができる。
- 3 役員等には、賞与及び退職慰労金を支給しない。

### (報酬の額)

第4条 評議員の報酬は、公社定款第15条に定める金額の範囲内で、評議員会への出席等必要の都度、別表第1のとおり支給する。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、別表第2のとおり支給する。
- 3 当該年度における常勤役員の報酬等の年間上限金額は、別表第3に掲げる金額以下とする。
- 4 非常勤役員の報酬は、理事会又は評議員会への出席等必要の都度、別表第4のとおり支給する。
- 5 監事が監査を行う場合には、監査報酬を別表第5のとおり支給する。
- 6 公社定款第26条第4項で定める監事が事前監査を行う場合には、事前監査報酬を別表第6のとおり支給する。

### (通勤手当)

第5条 常勤役員には、給与規程に準じて通勤手当を支給する。

### (費用)

第6条 役員等が、その職務の遂行にあたり負担した費用については、請求のあった日から遅滞なくこれを支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (報酬の支給方法)

第7条 役員等の報酬の支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 評議員の報酬は、評議員会終了後、原則として口座振込の方法により速やかにこれを支払うものとする。
- (2) 常勤役員の報酬は、給与規程に準じて支払うものとする。

- (3) 非常勤役員の報酬は、理事会又は評議員会終了後、原則として口座振込の方法により速やかにこれを支払うものとする。
- (4) 監査報酬は、監査終了後、原則として口座振込の方法により速やかにこれを支払うものとする。

(公表)

第8条 公社は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

### 附 則

この規則の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の別表第2の規定にかかわらず、この規則の施行日の前日から引き続き在職（重任する場合を含む。）する常勤役員の報酬は、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の別表第2の規定にかかわらず、令和6年度から令和9年度までに就任し、その後重任する常勤役員の報酬は、次のとおりとする。

就任した事業年度	職 名	報酬及び対象となる年齢（注1）			
		年齢（注2）	報 酬	年齢（注3）	報 酬
令和6年度	理事長	61歳まで	月額 750,000円	62歳以上	月額 616,660円
	専務理事		月額 712,500円		月額 583,330円
令和7年度	理事長	62歳まで	月額 750,000円	63歳以上	月額 616,660円
	専務理事		月額 712,500円		月額 583,330円
令和8年度	理事長	63歳まで	月額 750,000円	64歳以上	月額 616,660円
	専務理事		月額 712,500円		月額 583,330円
令和9年度	理事長	64歳まで	月額 750,000円	65歳以上	月額 616,660円
	専務理事		月額 712,500円		月額 583,330円

注1 生年月日が当該事業年度の4月2日から翌事業年度の4月1日までの者を、当該事業年度の年齢とする。

注2 報酬月額は、当該年齢に達した日の属する事業年度の末日までとする。

注3 報酬月額は、当該年齢に達する日の属する事業年度の開始の日からとする。

### 附 則

この規則の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

**別表第1（第4条第1項）**

職名	報酬
評議員	一人一律 20,000円

**別表第2（第4条第2項）**

職名	報酬
理事長	月額 750,000円
専務理事	月額 712,500円

**別表第3（第4条第3項）**

職名	報酬等の年間上限金額
理事長	年額 9,000,000円
専務理事	年額 8,550,000円

**別表第4（第4条第4項）**

職名	報酬
非常勤役員	一人一律 20,000円

**別表第5（第4条第5項）**

職名	報酬
監事	監査実施（年1回）一人一律 20,000円

**別表第6（第4条第6項）**

職名	報酬
監事（公認会計士）	事前監査実施（年1回） 300,000円